

各病院・診療所開設者  
各薬局開設者  
各訪問看護事業者

様

鳥取県福祉保健部感染症対策局感染症対策課長  
(公印省略)

改正感染症法に基づく医療措置協定の締結について（依頼）

日頃、本県の感染症対策の推進に御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、新たな感染症に対する医療提供体制（入院、外来、在宅療養等）を迅速かつ適確に構築するため、令和4年12月の感染症法の改正により医療措置協定制度が創設されました。（令和6年4月1日施行）

これは、新たな感染症の感染拡大に備えて、あらかじめ県と医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）が協定を締結し、新興感染症発生時に県からの要請に基づき講じる医療措置の内容を明らかにしておくとともに、平時から感染対策に係る準備をしていただくものです。

当該協定締結に向けて、各医療機関を対象に実施した新興感染症患者への対応に係る事前調査（令和5年7月18日付第202300104376号鳥取県福祉保健部感染症対策局感染症対策課長通知「改正感染症法に基づく医療措置協定に向けての事前調査の実施について（依頼）」）の結果、多くの医療機関において前向きな御回答をいただいております。今後、この事前調査結果をもとに、下記のとおり、具体的な協定締結事務を進めたいと考えていますので、御対応をよろしくお願いいたします。

なお、事前調査に御回答いただけていない医療機関におかれましても、改めて当該医療措置協定について御検討いただきますとともに、御協力いただける場合は、事前調査の様式（県ホームページ掲載。記5参照。）に御記入の上、当課へ電子メール等で送付いただきますようお願いいたします。

記

1 医療措置協定の対象施設

事前調査で新興感染症等の患者対応が可能と御回答いただいた医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）  
※ 事前調査未回答の医療機関から協定締結のお申し出があった場合も、随時対象とする。

2 医療措置協定締結までの流れ

今後、以下の方法により、各医療機関において、協定書案を御確認いただいた上で、協定を締結。（改正感染症法に基づき、病院長等の医療機関の管理者と県知事が締結する協定）

なお、協定書は記名のみ（押印なし）で、電子メールでの取り交わしを予定。

（1）県は、事前調査結果をもとに、協定書案を作成して、「同意書（仮称）」（注）の様式と一緒に別途医療機関に送付  
【協定書案は、12月下旬から順次、各医療機関へ送付予定】

（注）当該協定書案のとおり協定を締結した際に、（4）の協定指定医療機関の指定を受けることについての同意を含む。

（2）医療機関は、協定書案を確認の上、修正箇所がなければ、「同意書（仮称）」を県に返送

（事前調査の回答と異なる内容の協定を希望される場合は、協定書案に修正内容を加筆修正の上、返送。協定内容の再調整を行う。）

（3）県は、協定書（完成版）を各医療機関に送付し、併せて協定締結医療機関名等を県ホームページで公表

※ 協定締結日が令和6年3月31日以前の場合、協定は令和6年4月1日から有効

（協定締結日が令和6年4月1日以降の場合は、締結日から有効）

（4）県と協定を締結した医療機関については、改正感染症法に基づき、第一種又は第二種協定指定医療機関に指定（ただし、次表の対象機関に該当しない場合は、本指定の対象外。例：後方支援のみ行う場合等）

(協定指定医療機関について)

区分	対象機関	指定医療機関への支援
第一種 協定指定 医療機関	新興感染症患者に ○入院医療を提供する病院・診療所	○ 新興感染症発生時に、 ・ 新興感染症患者に係る公費負担医療の適用対象となる。 ・ 国が準備する支援制度の対象となる。(支援制度の内容は、新興感染症発生時に国が決定) ※流行初期については下記3参照 ○ 平時において感染症対応のための設備整備補助金の対象施設要件を満たす。(補助対象経費等により、補助対象外となる場合あり)
第二種 協定指定 医療機関	新興感染症等患者に ○発熱外来を行う病院・診療所 ○外出自粛対象者への医療を提供する ・ 病院・診療所 (オンライン診療等) ・ 薬局 (服薬指導を含む医薬品等対応) ・ 訪問看護事業所 (訪問看護)	

※ 協定指定医療機関は、厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準(平成11年厚生省告示第43号)に基づき、当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することや、「入院医療」及び「発熱外来」については院内感染対策を適切に実施することが必要となります。

### 3 流行初期医療確保措置

医療措置協定に基づき、流行初期(発生公表後3か月程度)に、下表の基準(現段階では案)を満たす医療措置を講じた「病院又は診療所」については、当該期間において減収補填措置が行われる。

※ 減収補填措置 感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入額が、流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支援

区分	流行初期医療確保措置の基準案 (省令に規定された基準を参酌して県が定めるもの)
病床確保	① 発生の公表後、知事からの要請により、原則1週間以内に措置を実施すること ② 感染症発生・まん延時に入院患者を受け入れる病床を10床以上確保し継続して対応できること ③ 病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと
発熱外来	① 発生の公表後、知事からの要請により、原則1週間以内に措置を実施すること ② 流行初期から、病院においては1日あたり10人以上、診療所においては1日あたり5人以上の発熱患者を診察できる体制を構築していること

### 4 問合せ先

区分	病院・診療所 (病床確保あり)	病院・診療所 (病床確保なし)	薬局	訪問看護事業所
担当者名	山崎	神波 (かんば) 山崎	祖田 (そだ) 山崎	山崎
電話番号	0857-26-8635	0857-26-7759	0857-26-7995	0857-26-8635
電子メール	kansen-taisaku@pref.tottori.lg.jp			
FAX	0857-26-8143			

### 5 その他 医療措置協定に関する説明資料、事前調査の様式等を県ホームページに掲載しています。

【URL】 <https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-iryokikan/>

【QRコード】

